

カトリック両王時代におけるスペインの北アフリカ進出

林 邦 夫

(1984年10月9日 受理)

The Spanish Advance into North Africa in the Age of the Catholic Kings

Kunio HAYASHI

1492年1月2日、イベリア半島におけるイスラム勢力の最後の拠点グラナダ王国が最終的に滅亡し、レコンキスタの長い歴史は漸くその終末に辿り着いた¹⁾。周知の如く、1492年はコロンブスによる新大陸の「発見」によって、スペインがポルトガルに伍して非ヨーロッパ世界へ進出していく端緒の開けた年でもあった。しかしカトリック両王時代(1474~1516年)におけるスペインの非ヨーロッパ世界への進出の舞台としては新大陸のみでなくアフリカもあったことが忘却されるべきではない。アフリカへの進出の舞台は、カナリア諸島を含む西アフリカと、北アフリカ(マグリブ)とに大別出来る。本稿はこの内の後者について、進出の事実経過を明らかにするとともに、それがカトリック両王の対外政策全体の中で如何なる地位を占めていたのかを指摘することを目的としている。

ところで当時の北アフリカは如何なる政治情勢にあったのであろうか。チュニジア以西の北アフリカとイベリア半島南部に跨るベルベルの王朝ムワッヒド (Muwahhd = アルモアド Almohad) 朝が1269年にマリーン (Marīn) 朝に滅ぼされて以来、マグリブにはマリーン朝 (中心地フェス Fez)、ザイヤーン (Zayihid) 朝 (中心地トレムセン Tlemcen)、ハフス (Hafsid) 朝 (中心地チュニス Tunis) が鼎立していた。マリーン朝は1470年にワトアース (Wat'ās) 朝にとって替わられるから、カトリック両王朝時代のマグリブには西からワトアース、ザイヤーン、ハフスの三王朝が横並びに存在していたことになる。これらの王朝は15世紀末になると内部分裂が進行し、ワトアース朝ではマラケシュ (Marrakech) がフェスから、ザイヤーン朝ではオラン (Oran) がトレムセンから、ハフス朝ではトリポリ、ベジャイア (Bejaïa = ブーギー-Bougie) などがチュニスから、夫々独立する形勢を示していた²⁾。かかる内部分裂がスペインの北アフリカ進出を助長する一因となったことは推察に難くない。そこでまずスペインが北アフリカへの進出以前にこれらの諸勢力と如何なる関係を結んでいたのか、これを把握しておこう。

I

以下では、スペインと北アフリカとの関係を、アラゴン王 (フェルナンド) 支配下の地域と旧グラナダ王国の両地域夫々と北アフリカとの関係に大別して見ていくことにしたい。

〔1〕 アラゴン王支配下の地域と北アフリカ

ここで利用する史料は殆どがアラゴン王フェルナンドの書簡・王令の類であるが、この中で王(rey)と呼ばれているのはフェス王、トレムセン王、ベジャイア王、チュニス王の4人であり、以下ではこれら4人の王の支配地とフェルナンドの支配下の地域との関係を外交、貿易、拿捕、捕虜の4項目に区分して見ていくことにする。同一事件がこれらの項目の複数に関連することもあり、かかる区分はあくまで便宜的なものにすぎない。最初に史料から知られる事実を要約して列挙し、その後でそれらをまとめるという順序で述べていく。()内の年代は事実を伝える史料の年代であり、事実そのものの年代とは必ずしも一致しない。

図一カトリック両王時代のスペインと北アフリカ



〔資料〕 A.C. Hess, *The Forgotten Frontier*, Chicago and London, 1978, pp.40-41; A. Rumeu de Armas, *España en el África atlántica*, I, Madrid, 1956, pp.208, 483 の三つの図から作成。

(1) フェス王国(ワトアース朝) ①外交。②フェス王の使者到来。フェルナンド使者を派遣することを通知(1482年)³⁾。③フェス王国内の都市 Azamor から使者到来(1487年)⁴⁾。

フェス王国との関係を示す史料は、上記のような使者の到来を伝える少数の史料のみであるが、これは恐らく同王国には既にポルトガルが進出していたためにフェス王国との関係が密接なものではなかったことによるものであろう。

(2) トレムセン王国(ザイヤーン朝) ①外交。領事(consul)が地位を悪用してモーロ人の財産・商品を横領(1502年)⁵⁾。②貿易。③フィレンツェ人商人がバレンシアでオラン向けの商品を積

込む(1489年)⁶⁾。⑥6年程前に国王会計長官代理がオラン在住の代理商に 1,000 ducs. 相当の毛織物を送ったが、この代理商が死亡してトレムセン王がその財産を没収した。これに対する返還要求(1501年)⁷⁾。

①からトレムセン王国には領事が派遣されていたことが判るが、これは王国内にアラゴン人商人などが居留していたことを示すものと考えられる。②からは王国の海港都市オランとの交易の存在が知られ、これには国王も参加していたことが判る。また居留民財産の没収という交易を脅かす事件の起っていること、イタリア商人が交易に介在していること⁸⁾が注目される。

(3) ベジャイア王国 ①外交。②フェルナンドの使者のマリョルカ商人 Verard がベジャイア王によって拘束。これに対し釈放を要求(1491年)⁹⁾。Verard の引渡しを受けるため使者 Vençon を派遣(1492年)¹⁰⁾。Vençon 帰国。Vençon を再度派遣するので Verard を引渡すよう要求(1492年)¹¹⁾。Verard 釈放さる(1493年)¹²⁾。③ベジャイア王の使者 Raç Cacym 到来(1493年)¹³⁾。④ベジャイア王の使者 Ciricassi 到来(1493年)¹⁴⁾。⑤ベジャイア王の使者のための通行証可証の送付(1494年)¹⁵⁾。⑥貿易。①ベジャイアに着いた Vallori の船が難破、ベジャイア王はこれを理由に商品を没収し、Valloriら商人を拘束。この釈放を要求(1487年)¹⁶⁾。ベジャイア王は要求を容れて2人を除いて残り全員の釈放に同意。2人はマリョルカにいる3人のモーロ人捕虜と交換すると通知(1488年)¹⁷⁾。残り2人の釈放をベジャイア王に懇請し、このために使者を派遣(1491年)¹⁸⁾。②アルジェで死亡したマリョルカ商人たちの代理商の遺言執行人(marmessors)から、ベジャイア王の総督(maxariff)が恣意的に金銭・帳簿を奪う(1488年)¹⁹⁾。③サルデーニャ王国からベジャイアに小麦を輸出(1491年)²⁰⁾。④ベジャイア王は、キリスト教徒商人が商品売却後に王の臣民に略奪などの悪行を働くので捕えるのだと弁明(1497年)²¹⁾。⑤拿捕。①ベジャイア王は別人によるモーロ人拿捕を口実としてトルトーサ商人 Clergue の商品を差押える(1493年)²²⁾。②チュニス港でキリスト教徒がベジャイア王の臣民の船を拿捕してバレンシアに連行(1494年)²³⁾。③捕虜。①ベジャイア王国にいるキリスト教徒捕虜釈放の交渉のために使者 Vençon を派遣(1494年)²⁴⁾。② Guillen Ferrer の船が連れ帰ったキリスト教徒捕虜の件を理由として、ベジャイア王が王国内のキリスト教徒商人の身柄を拘束し、商品を押収したことに抗議して釈放を要求(1497年)²⁵⁾。アルジェで起ったこの事件のために使者 Santa Fe を派遣(1497年)²⁶⁾。キリスト教徒捕虜は自ら逃亡して Ferrer の船に逃込んだのであり責任は監督不十分な捕虜所有者(amos)にあること、商人を釈放すべきことをベジャイア王に伝えるよう Santa Fe に指示(1497年)²⁷⁾。

以上からベジャイアについての史料はかなり多く、密接な関係があったものと推測される。①からは相互に使者の派遣があったことが確認されるが、注目すべきは使者となっている者が商人である場合が多いことである。商人が交易の傍ら、国王の使者の役割をも果たしていたのである。かかる使者の身柄は②の事例からも判るように必ずしも安全ではなかったことが留意すべきである。②からは交易関係の存在が確認されるとともに、それが商人の拘束や商品の没収などの危険を伴っていたこと、また④の事例からはキリスト教徒側が一方的な被害者なのではなく、相互にかかる

不正行為がなされていること、それが報復として別の不正行為を惹起するという悪循環が見られることが理解される。③からは②と同様な報復行為の繰返し、不正行為の相互性が知られる。④からは捕虜釈放が使者の重要な任務の一つであったことが判る。

(4) チュニス王国 (ハフス朝) ①外交。①使者 Pugeus の信任状 (1489年)²⁸⁾。捕虜釈放の要求などの Pugeus への指示 (1489年)²⁹⁾。②チュニス王への使者であった Francés 死亡 (1493年)³⁰⁾。③フェルナンドのモロ人の臣下 Abrahim Cerquam がチュニスから到来 (1493年)³¹⁾。④チュニス王の使者 Sidus Sach に対する通行許可証の授与 (1494年)³²⁾。Sach の到来 (1494年)³³⁾。⑤使者 Francisco de Mayoga を派遣したことをチュニス王に通知 (1494年)³⁴⁾。②貿易。①サルデーニャの国王所有の穀物をチュニスなどに輸出 (1490年)³⁵⁾。②ジェノヴァ商人がシチリアから国王所有の小麦をチュニスに輸出 (1493年)³⁶⁾。③シチリアからボーナ (Bona) への小麦の輸出を、モロ人の代金不払いを理由に禁止 (1494年)³⁷⁾。④バルセローナ商人 Arnedo がボーナでモロ人と契約を結んだが、モロ人は代金を支払わず、Arnedo を捕える (1496年)³⁸⁾。③拿捕。2人のキリスト教徒によるモロ人拿捕についてチュニス王に謝罪し、取得した身代金の返還を命じたことを通知 (1494年)³⁹⁾。④捕虜。①Verard ((3)①②を見よ) をベジャイア王が釈放するようチュニス王に働きかけを依頼 (1491年)⁴⁰⁾。②チュニス王の保有するキリスト教徒捕虜全員を 3,250 ducs. de oro で釈放することで合意が成る (1493年)⁴¹⁾。③チュニスには160人のキリスト教徒捕虜がいるが、シチリアから輸出される小麦の荷降しの前にチュニス王に捕虜の釈放を交渉したらどうかとシチリア副王に提案 (1493年)⁴²⁾。④チュニスで捕虜になっているフランシスコ修道会士 Ortega の身代金の不足分を喜捨として国庫から支払うよう命令 (1504年)⁴³⁾。

以上からチュニス王国関係の史料も多くベジャイアと同様に密接な関係にあったものと考えられる。①からは相互の使者の交換が確認される。②からは貿易関係の存在が立証されるが、とくにサルデーニャやシチリアからの小麦の輸出が目立つ。③からはキリスト教徒によるモロ人拿捕が確認され、④からは捕虜釈放交渉が具体的に知られる。

〔2〕 旧グラナーダ王国と北アフリカ

従来、征服されたグラナーダ王国の各地と北アフリカとの交易は、1487年3月27日付の勅書において初めて許されたと考えられてきたが⁴⁴⁾、López de Coca Castañer によればこの勅書はかかる内容を含んでいない⁴⁵⁾。北アフリカとグラナーダとの貿易を許可した最初の勅書は1490年7月15日付のもの⁴⁶⁾であり、グラナーダ王国が従来アフリカと貿易してきているため征服後にこれが中止されると大きな損害がもたらされるので「武器、刀剣、馬、木材やその他の法によって禁じられたものを除いて」(armis, ferro, equis, lignaminibus et aliis a iure prohibitis exceptis)、王国のキリスト教徒とモロ人にアフリカとの交易を許す、という内容になっている。この勅書を受けてマラガ市が同年9月に交易許可をカトリック両王に求め、両王は同年11月8日付の王令⁴⁷⁾でマラガ市とその属域の住民(キリスト教徒とモロ人)に対して、アフリカのモロ人と交易する許可を与えている。この許可は1491年3月にマルベリャ (Marbella) やアルメリーアにも与えられ⁴⁸⁾、かくして旧グ

ラナーダ王国と北アフリカとの交易がなされるようになった。主な交易品として、北アフリカへの輸出品としては乾燥果実、亜麻織物、絹織物、毛織物など、輸入品としては皮革、染料（インド藍）、ろう、落葉松材（造船用）、金（サハラ産）などが挙げられる⁴⁹⁾。

注目すべきは、[1]と同様にここでも捕虜の買戻しが交易の重要な契機となっていたことである。かつてグラナーダ辺境に存在した捕虜身請人（*alfaqueque*）の制度は、1508年に復活するまでは存在せず、従って買戻しは北アフリカと接触をもつ商人が請負うことになった。商人が請負ったのは買戻しが現金の他に商品と交換になされることも多かったためである⁵⁰⁾。

以上、[1] [2] からアラゴン王支配下地域と旧グラナーダ王国の双方が北アフリカと交易関係をもっていたことが明らかとなったが、留意すべきはかかる交易が双方からの拿捕・没収などの危険を絶えず孕んだ緊張したものであったことである。捕虜の存在に象徴されるように両者の関係は決して友好的なものではなかったのであり、かかる事情がスペインの北アフリカ進出の一因となっていると考えられるのである。そこで次に軍事的側面からスペインと北アフリカとの関係を見ていく必要が生じてくる。

II

グラナーダ王国滅亡後、モーロ人は現地に留まってカスティーリャ王権の支配に服するか、或いはイスラム勢力の支配する北アフリカへと移住したが、王国滅亡によってイスラムの脅威が消滅した訳ではなかった。残留したモーロ人（ムデハル *mudéjares*）の反乱の危険性が潜在していたし、北アフリカのモーロ人が旧グラナーダ王国の海岸に攻撃を加え、略奪を働く危険性も大きかった。しかもこの地域に侵入者の同宗者が居住していることを考えれば、かかる危険は一層大きかった、といってよい。とくにこれは改宗強制を契機とするムデハル反乱（1500～1501年）、ムデハルに改宗か国外退去かの二者択一を迫った1502年2月11日の勅令以後、深刻の度を増したといえる。諸年代記の記述がこれを窺わせる。

ベルナルデスは「モーロ人たちはキリスト教徒が彼らを強制的に改宗させようとしているのを見ると、すぐに向う（*allende*=北アフリカ）のモーロ人と通じて、彼らが夜間にフスタ（*fusta*=軽快帆船）で到来してモーロ人を運び去り、モーロ人とともに聖職者や見つけた者すべてを連れ去った」と述べているが⁵¹⁾、ここでは北アフリカのモーロ人が同宗者を運ぶ序でに⁵²⁾、キリスト教徒をも拉致し去ったことが判る。またサンドバルは「ベルベリーアのモーロ人海賊はスペインに住むモーロ人から黙契と通報を得てグラナーダ王国の海岸を略奪・強奪した。スペインのモーロ人もまた路上で追剥・強盗を働き、キリスト教徒を捕えて海賊に売渡した」（1507年）⁵³⁾、また「アフリカから多くの海賊が現われるため航海も出来ず、スペインの海岸地方では生活も出来ない程であった。カトリック王はアフリカで戦争を行なうことを熱望し、自らアフリカへ渡ろうと考えさえした」（1509年）⁵⁴⁾と述べており、モーロ人海賊の跳梁の甚しさを伝えている。かかる事態に対してスペイン側は如何なる対策を講じたのであろうか。端的に言えば、それはグラナーダ海岸地方の防備強

化であった。以下この点を見ていこう。

まず1492年6月のマラガ司教区内の諸市町村宛のフェルナンドの布告⁵⁵⁾を見ると「キリスト教徒が向うのモーロ人から蒙ってきた多大なる損害を避けるために、如何なるムデハルも海岸から1レグワ以内に立入り、居住してはならない」と命じたが、ムデハルが出漁のために海岸近くの居住許可を願い出て、その代わりに防備兵を維持する費用の負担を申出たためにこれを許したとある。この史料からは内応の危険のあるムデハルを海岸から遠ざける措置が最初に試みられたが、これが彼らからの申出によって、彼らからの貢納を財源とする防備の充実に変えられたことが判明する⁵⁶⁾。同じ頃キリスト教徒の防備兵の他にムデハルの防備兵も配置することが取決められ、後者の過失によってキリスト教徒が捕虜となった場合には4ヶ月以内に買戻すことが義務づけられた⁵⁷⁾。しかし後にはこの義務は一定の金額と引換えに免除されるようになった。例えば1495年11月にはかかる主旨で、ロンダ (Ronda)、マルベリャのムデハルとの間で9,000 doblasの貢納支払いが取決められ、また同じ頃ベレス・マラガ (Velez-Málaga) 地方、アハルキア (Axarquía) 地方のムデハルとも同様な取決めがなされた⁵⁸⁾。

このように各地方単位で防備充実が図られていったが、1497年には旧グラナーダ王国の各地方について維持すべき防備兵の数とその費用のムデハルへの割当が全王国的規模で統一的に規定された⁵⁹⁾。かかる全王国的規模での統一的な規定はその後1501, 1512, 1514年の各年に出されており⁶⁰⁾、1501年以後は、1497年には海岸地方のムデハルのみが負担して割当が、内陸部のムデハルにまで拡大されるようになった⁶¹⁾。

ところで海岸地方の防備はどのようになされていたのであろうか。これについては海岸沿いに見張塔 (atalayas) が建設されてこれが防備の拠点となった。この塔には円筒形のものと同角柱形のものがあるが、前者は征服後にキリスト教徒が建設したもので、後者は征服前にイスラム教徒の建設したものを接収して利用しているものである⁶²⁾。これらの見張塔に歩兵 (peones)、偵察騎兵 (caballeros atajadores)、伝令騎兵 (ca. requeridores) などが配置され、一定の給与を支給された⁶³⁾。海岸防備はこれらの陸上のもののみでなく防備艦隊によってもなされた⁶⁴⁾。これにはアンダルシアやバスクの船舶・船員が利用され、北アフリカへの進出の進展とともに恒常化していったが、莫大な費用を要するために維持が困難であり、また一時に全海岸を防備することは当然出来ないから大きな効果はあげられなかったものとされている⁶⁵⁾。

以上の如き海岸防備は一定の効果はあったであろうが、海賊出撃の拠点たる北アフリカが野放しになっている以上、所詮は根本的な対策とはなり得なかったといえよう。そこで北アフリカそのものの征服が抜本的対策として打出されてくるのは当然の成行であったと考えられる。だが北アフリカ征服にはかかる軍事的理由の他に宗教的動機もあった。以下この点を見ていこう。

まずフェルナンドが北アフリカ征服戦争をどう捉えていたかについては在ローマ国王使節 Gerónimo de Vich 宛の諸書簡から窺うことが出来る。例えば1508年1月22日付書簡⁶⁶⁾は「余らは、我らの主の聖寵によって、今春、聖なるカトリックの信仰の敵たるモーロ人に対して強力な軍隊を

